

土壌環境基準の一部を改正する告示の公布



The Knights

「土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する告示」が 9 月 18 日に公布されました。

(1) 1,2-ジクロロエチレンに係る土壌環境基準の見直し

今までシス-1,2-ジクロロエチレンとして土壌環境基準が定められていましたが、以下のとおり見直されました。

項目	新たな環境上の条件	測定方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ L 以下 (シス体とトランス体の和として)	シス体 : JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 トランス体 : JIS K 0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1

(2) 検液作成方法の見直し

溶出試験方法について、分析コスト・時間の増大につながらないように配慮しつつ、試験機関や分析者ごとの分析結果の差を抑制する方向で、土壌汚染状態を適切に分析できるよう手順を明確にするため、以下の見直しが行われました。

- 1) 採取した土壌の風乾は 30℃を超えない温度で行う。
- 2) 粗砕を行う際は、土粒子をすりつぶす等の過度な粉砕を行わない。
- 3) 試料液の調製に用いる水については、pH 調整を不要とし、JIS K 0557 に規定する A3 又は A4 のものとする。
- 4) 振とうに用いる容器については、溶媒の体積の 2 倍程度の容積のものを用いる。
- 5) 振とうの方向は水平方向とする。
- 6) 試料液の遠心分離を 3,000 重力加速度で 20 分間行う。
- 7) 遠心分離した後の上澄み液の全量を孔径 0.45 μm で直径 90mm のメンブランフィルターでろ過する。ろ過時間が 30 分以内の場合は、ろ紙の交換を行わず、30 分を超える場合は、おおむね 30 分ごとにろ紙を交換する。
- 8) 揮発性有機化合物の揮発を抑制するため、ろ過の規定を削除する。

上記の内容は、平成 31 年 4 月 1 日から施行されます。

当社では、土壌環境基準の改正後も内容に合わせた土壌調査を実施して参りますので、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2018 年 9 月 18 日付 環境省報道発表資料](#)

土壌環境箇所 坂田旭子

